

地方自治法（昭和22年4月17日法律第67号）第234条第2項、地方自治法施行令（昭和22年5月3日政令第16号）第167条の2第1項第5号及び横浜市契約事務委任規則第4条第4項第2号により次のとおり随意契約を締結したので、その概要を公表します。

令和2年9月24日

横浜市契約事務受任者
教育次長 小椋 歩

1 契約の概要

洋光台第一小学校敷地内におけるベッコウタケが寄生し樹木内部が腐食したことによる倒木処理

2 履行場所

磯子区洋光台1丁目4-1（洋光台第一小学校）

3 契約日

令和2年6月28日

4 履行日

令和2年6月28日

5 契約金額

¥207,680.-

6 契約の相手方

横浜市磯子区洋光台6-13-12

堀道路工業株式会社

代表取締役 堀 勇一

7 当該随意契約を行わざるを得なかった理由

令和2年6月28日（日）夜間に倒木し、道路通行上支障があったため

8 契約の相手方の選定理由

所在地が現場に近く、深夜に連絡が取れた指定業者（磯子土木事務所の判断）

9 所管課

教育委員会事務局教育施設課